令和8年度　兵庫県会計年度任用職員
兵庫県立淡路景観園芸学校採用選考案内

・受付期間　令和8年 11 月9日（月）～令和8年 11 月 30 日（月）【消印有効】
・試 験 日　受付締切後に個別連絡
・任用期間　令和9年1月4日（月）～令和9年3月 31 日（水）
・勤務場所　兵庫県立淡路景観園芸学校

1　募集職種、採用予定人員等

職　名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員	１人	淡路景観園芸学校における経理事務補助、授業準備及び資料作成等	週 15 時間 30 分（7 時間 45 分 × 週 2 日）

2　受験資格

(1) 令和８年４月１日現在で 18 歳以上の方（年齢の上限はなし）

(2) 任用の日に兵庫県立淡路景観園芸学校に勤務可能な方

(3) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）

3　選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

(2) 日時

受付締切後、個別に連絡します。

(3) 面接会場

兵庫県立淡路景観園芸学校

〒656-1726 淡路市野島常盤 954-2

4　申込方法

下記まで持参又は郵送にて所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

なお、応募書類は、Ａ４縦の片面に印刷し、ホッチキス留めなどせずに提出してください。

※１　申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。
※２　110 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（宛名は、郵便を受け取れる宛先をご記載ください。）。
※３　令和８年 12 月 10 日（木）を過ぎても案内が届かない場合は、以下の連絡先まで電話で照会してください。

【送付先・問い合わせ先】

〒656-1726 淡路市野島常盤 954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課

TEL：0799-82-3131

5 合格発表

12 月中旬頃に合否にかかわらず文書で通知します。

6 任用期間

令和９年１月４日から令和９年３月 31 日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、再度の任用を行う場合があります。）

7 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額　86,200 円～90,400 円

※　報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※　基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間 4.65 月

（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））

※　任期が６ヵ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

「１　募集職種、採用予定人員等」に記載のとおり

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週３日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※　週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和２年４月１日施行）第 22 条第１項及び第 22 条の２第７項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後１月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合
- 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合
- 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。